

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・  
小林 祐介・早坂 周子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、  
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)

[takeshi.joichi@in.ey.com](mailto:takeshi.joichi@in.ey.com)

[yusuke.kobayashi@in.ey.com](mailto:yusuke.kobayashi@in.ey.com)

[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)

# JBS フラッシュニュース

2014 年 6 月号

## 目次

1. 2013年会社法：関連当事者間取引に対するコンプライアンス
2. 恒久的施設(PE)課税に関する重要な判決
  - 出向者にかかるサービスPE
  - 長期滞在者にかかる一定の場所PE
3. 外国株主によるECBの規制緩和



# EY

Building a better  
working world

今回は新会社法で求められる関連当事者取引に対するコンプライアンス、最近特に厳しくなりつつある恒久的施設(PE)課税にかかる重要な判決、そして、対外商業借入(ECB)のさらなる緩和措置について取り上げます。

## 1. 2013年会社法: 関連当事者間取引に対するコンプライアンス

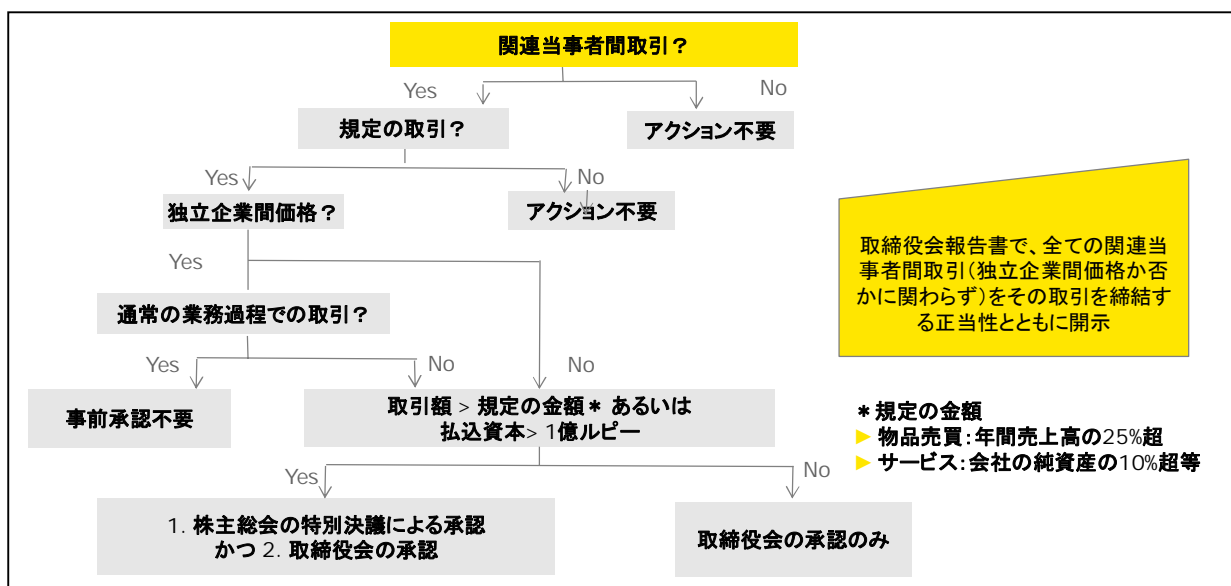
### 取引の透明化の要求

投資家及びその他利害関係者による会社への参画が進む中、関連当事者間取引の透明性について、しばしば議論となってきました。関連当事者間取引における透明性を向上させるため、2013年会社法において188条が盛り込まれました。そこでは、関連当事者間取引に関するレビュー、承認、説明責任を取締役に負わせ、一定の場合には、株主の承認を得ることが明記されています。

コンプライアンス違反あるいは不履行がなされることにより、会社によって引き起こされた損失に対し取締役や執行役員の個人責任となる、罰則が課せられる、あるいは、取締役としていかなる会社においても5カ年の欠格事由となるなどの事項を生むこととなります。

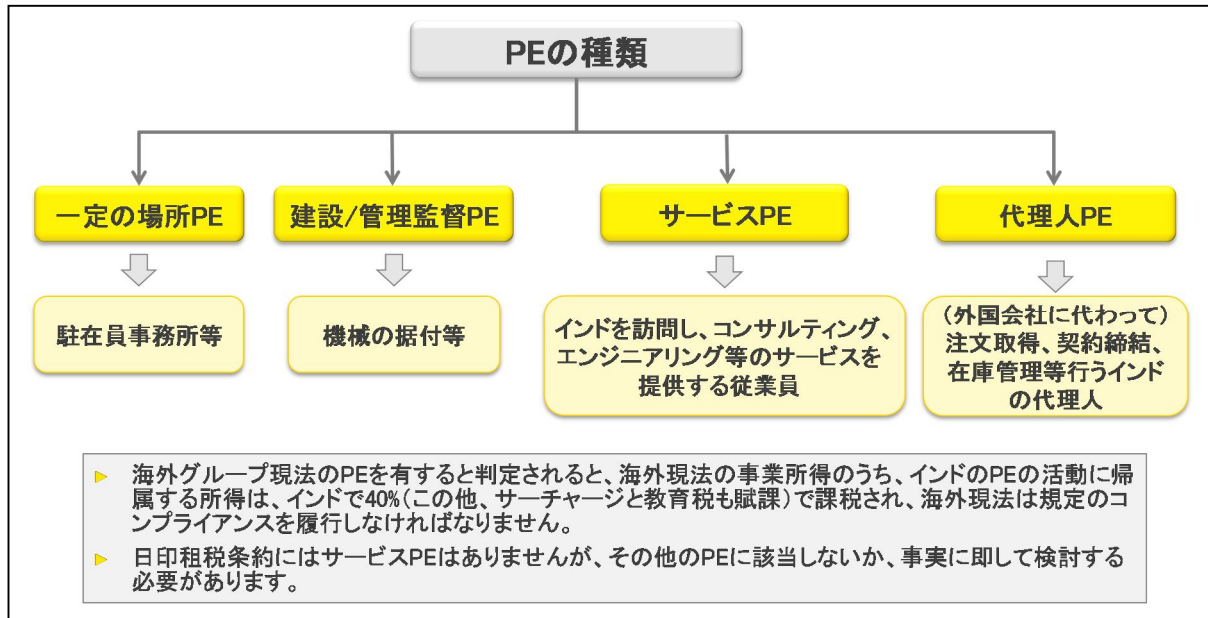
### 2013年会社法における主要なコンプライアンス要求事項

- ▶ 全ての会社において188条が適用
- ▶ 関連当事者間取引の内容が拡大: 不動産取引も関連当事者間取引の範囲に含む
- ▶ 通常の業務過程あるいは独立企業間価格による取引は、事前承認が不要
- ▶ その他の契約あるいは合意については、取引内容あるいは金額により、取締役会による承認あるいは株主総会特別決議が必要
- ▶ 関連当事者に該当する株主は特別決議での投票が禁止される
- ▶ 関連当事者間取引に関する契約日前、あるいは3ヶ月以内(緊急の場合)、取締役会あるいは株主総会の承認(どちらか)が必要
- ▶ 事前許可なく行われた取引については、取締役会の承認により取引を無効とすることができる。取締役会にて承認が行われない場合は、株主による3ヶ月以内の承認により取引を無効とすることができる。
- ▶ 関連当事者間取引に関する全ての契約や合意について、会社はその詳細な記録を保管する義務がある。記録は取締役会によって行われ、出席取締役のサインが必要となる



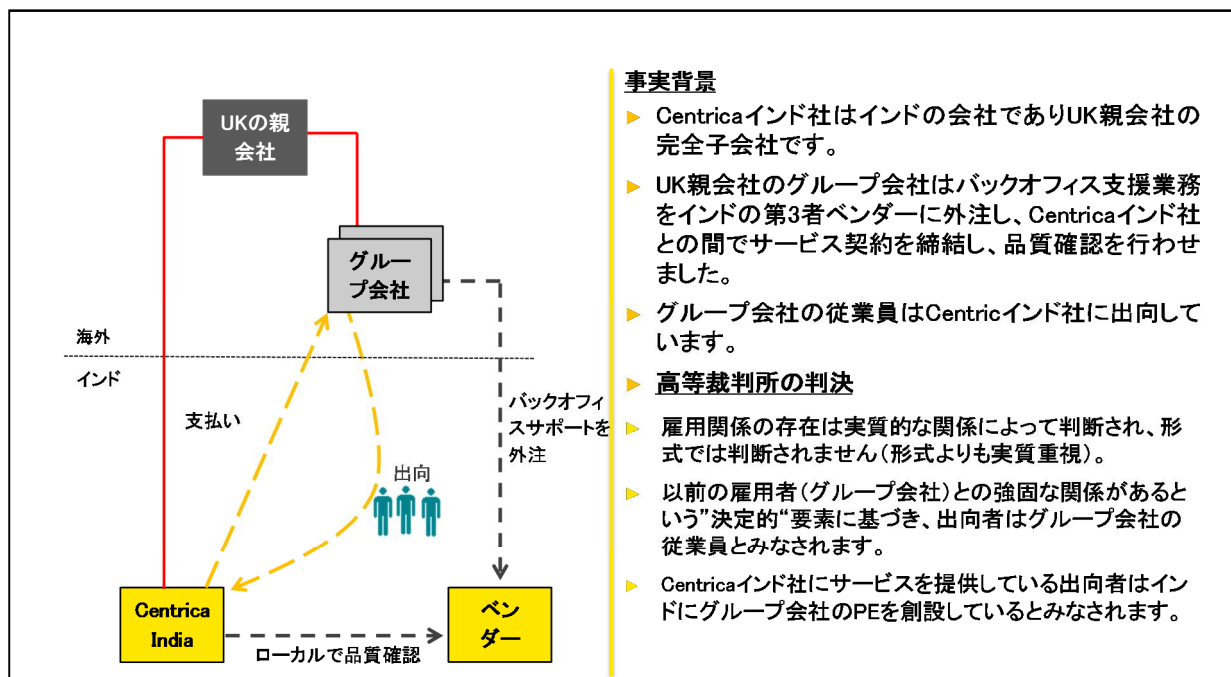
## 2.恒久的施設(PE)課税に関する重要な判決

外国会社の従業員がインドの会社へ出向あるいは出張する際、特定の場合に恒久的施設 (PE) を有するとの不利な判決が最近行われています。最高裁判決を除き、判決を不服として、納税者は当局と争うことは可能ですが、個々の事実に基づき、反証しなければなりません。この判決以降、インドの税務当局は、事実上、PE認定に関してよりアグレッシブになることが予想されます。



### -出向者にかかるサービスPE

デリー高等裁判所は、AAR(事前裁定制度)の判決を支持: 出向従業員はインドでサービスPE(恒久的施設)を創設すると判決



- ▶ 上記判決に照らして、多国籍企業は、今後、現行及び将来の出向契約について、厳密に吟味、評価する必要があるでしょう。次のステップとして考えられるのは以下の通りです。:

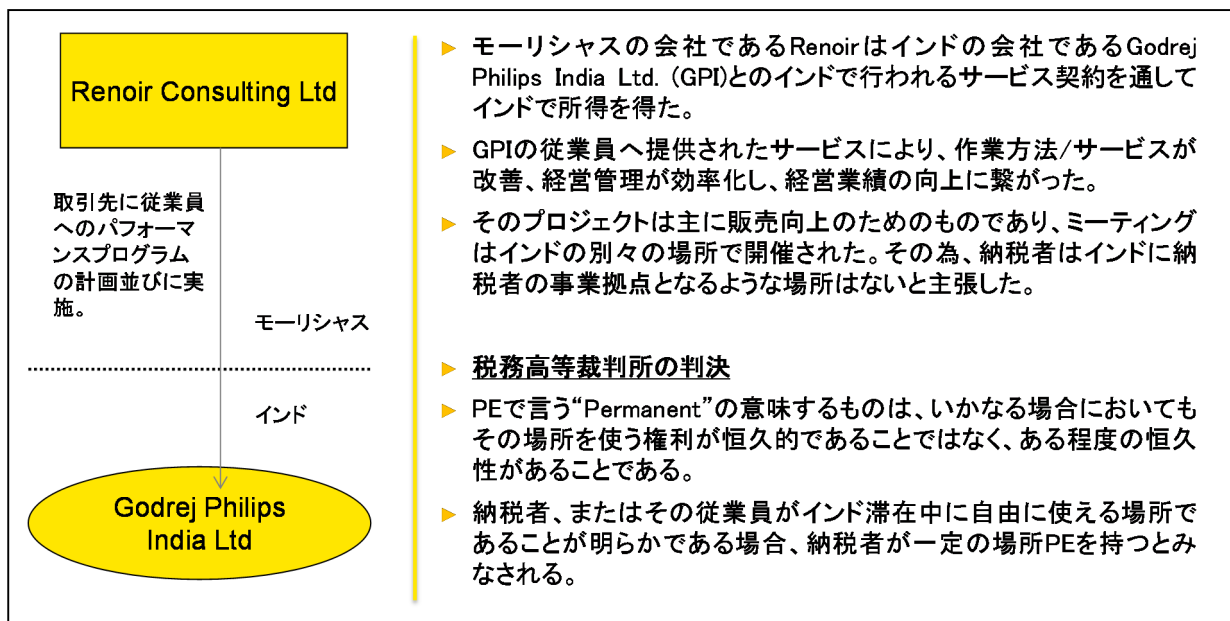
- ▶ 現行の出向契約を税務の観点からレビューし、インドにPEが存在するかについて分析。

日印租税条約にはサービスPE条項はありませんが、なおも日本の会社が租税条約上、他の条項(一定の場所PEや管理活動PE、代理人PE)によりPE認定を受けるリスクはあります。

- ▶ インドにPEが存在する場合、PEに帰属する所得の確定と、税金や延滞利息及びペナルティの金額を算定しなければなりません。将来の延滞利息やペナルティを軽減するための取るべき措置を検討するとともに、そして、PEが行わなければならないコンプライアンスを明確に洗い出す必要があります。
- ▶ また、PEリスクを対処するために、将来のプロジェクトで代替的なストラクチャーの検討や、既存のストラクチャーに適切な防御策を講じる必要があります。

#### -長期滞在者にかかる一定の場所PE

ムンバイ裁判所、インドでコンサルティングプロジェクトを実施している長期滞在者を一定の場所PEと判事



- ▶ この訴訟で実際に、インド・モーリシャス租税条約にあるサービスPE条項は別として、従業員の滞在するホテルも納税者の事業が行われている一定の場所PEとしてみなされうるとITATは判事しました。従って、納税者はインドに一定の場所PEを持つとみなされます。
- ▶ 同様に、サービスPE条項は日印租税条約にはありませんが、そのようなインドにいる従業員の合計滞在日数が6ヶ月を超えそうな場合、一定の場所PEとみなされるリスクがあるといえます(たとえ6ヶ月を超えなくても特定の事実により一定の場所PEが存在すると判事されたケースが過去にあることに留意)。出張者が日本の会社ではなく日本国外のグループ会社に在籍している場合でも、関連の租税条約に基づいて当該グループ会社のPEリスクの評価をする必要があります。

### 3. 外国株主によるECBの規制緩和

インド準備銀行(RBI)は新通達を発行し、対外商業借入(ECB)に更なる規制緩和が行われました。

外国の直接株主からECBを受ける際の既存の規定では、自動認可ルートになる場合と事前認可ルートになる場合に分かれております。さらに一般的な企業目的で、間接株主、グループ会社からのECBや外国の直接株主からのECBを受ける場合は、事前認可ルートとされています。

RBIは通達第130号を2014年5月16日に発行し、公認ディーラー(AD)に下記項目の認可権限を委譲しました。こうして、会社は、ADバンカーの認可でECBによる資金調達を得ることができ、RBIから別途認可を受ける必要がなくなりました。

#### 対象取引

- ▶ 間接株主やグループ会社から特定のセクターに属する会社によるECB。この特定のセクターには、製造業、インフラ業、ホテル、病院、ソフトウェア。
- ▶ 直接/間接株主やグループ会社から様々なサービスを提供する会社のECB。様々なサービスとは、トレーニング、R&D、インフラサポートサービス。
- ▶ 直接株主から一般的な企業目的(運転資本のための資金調達等)で、特定のセクターに属する会社へのECB。
- ▶ 提案はECBが外国株主から行われる場合の貸主の変化を含む。直接/間接株主やグループ会社。

昨年9月のRBI通達で以下を条件付きで、運転資金目的での利用を「事前認可ルート」で認められました。

- ▶ ECBの出し手は、借り手の株式の25%以上を直接保有
- ▶ 当該ECBは、ECBガイドラインで禁止されている項目に使用してはならない
- ▶ 当該ECBの返済満期は最低7年



新たな通達で、一部の対象取引について、AD(公認)バンカーを権限委譲し、自動認可ルートとなりました。

## コメント

今回取り上げたトピックの中で、とりわけPEに関しては留意が必要でしょう。想定されるPEリスクの分析評価を行い、そのようなPEリスクを最小化・緩和するための防御策を特定するなど、会社が計画しているプロジェクトにおいて予めPE分析評価、対策を講じることが重要となります。また、そのようなプロジェクトのためにインドへ来られている出張者の税務の影響も評価する必要があります。私共は、このようなPE分析、評価、対応のサポートを致します。

#### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。